

一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付要綱

改正 昭和57年6月1日区長決定 要綱第105号

改正 平成26年3月31日区長決定 要綱第3号

改正 平成27年4月1日区長決定 要綱第404号

一般社団法人品川産業協会が区内ものづくり産業等の振興発展のために実施する事業に対する補助金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第1条 一般社団法人品川産業協会事業助成補助金（以下「補助金」という。）は、一般社団法人品川産業協会（以下「補助事業者」という。）が事業の拡充強化を図り、円滑な運営を行い、もって区内ものづくり産業等の振興発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業助成とは、区内ものづくり産業等の振興を図ることを目的として実施する事業完成に必要な助成をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は補助事業者が当該年度において、次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものとする。

- 1 講習、講演実施事業
- 2 産業安全および労働衛生事業
- 3 従業員定着化事業
- 4 調査研究事業
- 5 その他特にものづくり産業等振興に必要な事業

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ適当と認めた補助対象事業に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第5条 年度当初において、区長は、補助事業者に対し、第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、第3号様式による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、前条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに第4号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 補助事業者が次の各号の一に該当したときは、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

- 1 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- 2 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- 3 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に終了しないとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに報告し、指示を受けるものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、通常総会終了後2週間以内に、第5号様式により補助対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかななければならない。

(協力義務)

第13条 補助事業者は、区長が補助対象事業の経理および遂行状況について検査し、または報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

(決定の取り消し)

第14条 次の各号の一に該当するときは、交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

- 1 いつわりその他の不正の手段により交付を受けたとき。
- 2 他の用途に使用したとき。
- 3 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においてその事業の取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約金)

第16条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、該当補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(その他)

第17条 その他 品川区補助金等交付規則を厳守するものとする。

付 則

この要綱は、昭和 5 7 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

平成 第 年 月 日

一般社団法人品川産業協会
代表理事 様

品川区長

一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付予定額通知書

平成 年度の一般社団法人品川産業協会事業助成補助金の交付予定額を次のとおり内示します。下記により申請書を提出されるよう通知します。

内 示 額 円

記

1. 提出期限 平成 年度通常総会終了後、速やかに提出
2. 提出先
3. 添付書類 (1) 平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金事業計画書
(2) 平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金収支予算書

*なお、平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金事業実績報告書および収支決算書は交付要綱第11条に基づき、総会終了後2週間以内に提出されるようお願いします。

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

品川区長 あて

品川区
一般社団法人品川産業協会
代表理事

一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付申請書

平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 補助金交付申請書 金 円

2. 添付書類

- (1) 平成 年度 一般社団法人品川産業協会事業助成補助金事業計画書
- (2) 平成 年度 一般社団法人品川産業協会事業助成補助金収支予算書

第2号様式（第6条関係）添付書類

平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金収支予算書

【収入の部】

負担区分	金額	適用
合計		

【支出の部】

事業名	金額 (円)	協会負担額 (円)	区補助金 (円)	適用
合計				

上記の平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付要綱に基づく事業計画書及び収支予算書について（報告）は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

品川区

一般社団法人品川産業協会 代表理事

第2号様式（第6条関係）添付書類

平成 年度 一般社団法人品川産業協会事業助成補助金事業計画書

事業名	目的	内容及び執行計画	予算額

第3号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人品川産業協会
代表理事 様

品川区長

一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった一般社団法人品川産業協会事業助成補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 交 付 額

2. 交 付 条 件 品川区補助金等交付規則および補助金交付要綱を厳守するものとする。

第4号様式（第8条関係）

請 求 書

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

平成 年 月 日付 第 号（番号）で交付決定のあった、平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金について、上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

品 川 区 長 あて

一般社団法人品川産業協会
品川区
代表理事

第5号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

品川区長 あて

品川区
一般社団法人品川産業協会
代表理事

一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付要綱に基づく
実績報告書等の提出について（報告）

平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助基金交付要綱に基づき補助金の交付を受けましたが、補助対象事業を完了いたしましたので下記書類を提出し報告いたします。

記

1. 提出書類
- (1) 平成 年度
一般社団法人品川産業協会事業助成補助金事業実績報告書
 - (2) 平成 年度
一般社団法人品川産業協会事業助成補助金収支決算書
 - (3) 領収書等の写し
 - (4) 総会資料

第5号様式（第11条関係）

平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金収支決算書

【収入の部】

負担区分	予算額（円）	収入（円）	比較増減（△）	備考
合計				

【支出の部】

事業名	予算額（円）	決算額（円）	比較増減（△）	備考
合計				

（充当内訳書）

事業名	予算額（円）	決算額（円）	補助金充当 予定額	補助金充当 決定額

上記の平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金交付要綱に基づく事業実績報告書及び収支決算所について（報告）は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

品川区西品川1-28-3

一般社団法人品川産業協会 代表理事

第5号様式（第11条関係）添付書類

平成 年度一般社団法人品川産業協会事業助成補助金事業実績報告書

事業名	月日	会場	内容	講師等